

伊勢原市食育推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 食育をより効果的に推進するため、伊勢原市食育推進連絡会議（以下「食育連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 食育連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 食育を通じた健康づくりに関すること。
- (2) 食育活動及び各所管事業等相互の調整、連携及び進行管理に関すること。
- (3) 食育に関する調査、研究及び研修に関すること。
- (4) 伊勢原市食育推進計画の評価及び検証に関すること。
- (5) その他食育推進のために必要な事項

(組織)

第3条 食育連絡会議の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 幼稚園又は保育園関係者
- (2) 教育関係機関関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 農林水産業及び食品産業関係者
- (5) 子供の保護者を代表する者
- (6) 食育に関し学識を有する者
- (7) 公募に応じた者
- (8) 食育推進ボランティア
- (9) 行政機関の職員
- (10) 民生委員児童委員
- (11) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 食育連絡会議に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、食育連絡会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 食育連絡会議は、会長が招集し、その議長となる。

(報償)

第7条 第3条の委員に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。ただし、行政機関の職員である場合は、この限りでない。

(庶務)

第8条 食育連絡会議の庶務は、食育主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか食育連絡会議の運営について必要な事項は、会長が食育連絡会議に諮り定める。

附 則

この告示は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第55号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月12日告示第112号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第64号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。